

保育所等における継続的な経営情報の見える化に関するFAQ（令和7年3月・4月自治体オンライン説明会での主な御質問に対する回答等）

番号	事項	質問内容	回答
1	制度趣旨・経緯	今回の見える化について、自治体やこども家庭庁が情報を把握するだけでなく、保護者や一般に広く公表する仕組みとなっている意義を教えてください。	令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示されたことを受けて、「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について」（令和5年8月28日子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議。以下「有識者会議報告書」という。）において、継続的な見える化を通じて、幼児教育・保育が置かれている現状・実態について、広く国民に向けてわかりやすく情報提供を行うことで、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者、施設・事業者、民間の支援団体や研究者など、幼児教育・保育に関わる多様な関係者の利益に資するようにしていくという意識も重要であることから、「幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する、国民の正確な理解の促進」及び「保護者や子育て家庭にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、自身のニーズに適した子育て支援の選択を支援」がその目的の1つとして示されたことを踏まえた取組です。 このように、公定価格については国民の税金が使用されている以上、その使途について広く国民に説明できることは重要であると考えております。また、この保育所等における継続的な経営情報の見える化（以下「経営情報の見える化」という。）については、保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、施設・事業所ごとの職員の処遇に関する情報が公表されることが重要であるとも考えているところですので、制度の意義について御理解いただきますようお願いいたします。
2	制度趣旨・経緯	モデル給与が公表されることとなった経緯を教えてください。各施設間における給与のみの単純比較がなされないか懸念しています。また、これにより個人の給与が公開されるものではないという理解でよいでしょうか。	モデル給与を個別の施設・事業者単位で公表することとしたのは、「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に係る経営情報等の収集、集計・分析及び公表等の方法について」（令和6年3月29日子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議。以下「専門家会議報告書」という。）において、「保育士等の求職者の職場の選択を支援するという目的に鑑みると、職員の給与水準を施設等単位で明らかにすることには目的整合性が認められ、特に、その状況を定量的に示すことによる情報価値は非常に高いこと。ただし、報告がなされた個人ごとの給与額をそのまま公表することは個人情報保護の観点から許容されないこと、職種ごとに給与額の平均値として公表する場合でもあっても小規模施設等では個人の給与額を推知できてしまうこと等から、実績ベースでの公表が困難であるため、モデル化した給与額として公表することが合理的であること。」と示されたことを踏まえた取扱いです。経営情報の見える化の運用について、施設・事業者が経営情報の報告を行うとともに、都道府県知事が分析・公表を行うためのプラットフォームとして改修した「子ども・子育て支援情報公表システム」（通称「ここ de サーチ」。以下「本システム」という。）においては、給与以外の有給の取りやすさや残業時間なども任意で記載するようにしており、給与のみでの単純比較とならないよう考慮した設計としています。モデル給与は、求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援する目的もありますので、その趣旨について御理解いただければ幸いです。 また、個々の職員の給与については施設・事業者単位で公表されるものではなく、あくまでもモデル給与が施設・事業者単位での公表の対象となります。
3	制度趣旨・経緯	資金力の大きい全国展開している企業に有利な制度とはなっていないのでしょうか。	本制度では、個別施設・事業者単位でのモデル給与や人件費比率等の公表に加え、例えば園の規模ごとに分類して分析した結果を公表することを想定しており、資金力の大きい企業が有利になるような仕組みとは必ずしもなっていないと考えております。

番号	事項	質問内容	回答
4	制度趣旨・経緯	今回の見える化に関する有識者会議のメンバーを教えてください。	有識者会議及び専門家会議メンバーについては、こども家庭庁のHPで公表している報告書に記載しています。 (有識者会議) https://www.cfa.go.jp/councils/kokoseido-keizokutekimieruka/houkokusho/ (専門家会議) https://www.cfa.go.jp/councils/kokoseido-keizokutekimieruka/semmonka_houkokusho
5	制度趣旨・経緯	公立施設の報告事項が、私立施設より少ないことと整理された経緯を教えてください。	現状、私立の保育所等については公定価格により運営費相当の経費を施設型給付費として国から自治体を經由して支払っている一方で、公立については全額が地方交付税で措置されているといった財政上の仕組みの違いがあります。公私間の報告対象の差異については、このような現状を踏まえ、専門家会議報告書において、「公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする」とされたこと、及び処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることが経営情報の継続的な見える化の主たる目的であることを踏まえ、施設等の収益及び費用（子ども・子育て支援法施行規則別表第3第2号）並びに各職員の給与（同表第4号イ）についての報告は求めないこととし、その旨がかっこ書で規定されています。 ただし、公立施設についても、人員配置やモデル給与といった項目は私立と同様に報告・公表の対象となるとともに、職員給与については、私立施設のように個々の職員の給与の報告は不要ですが、職種別の給与については報告対象となります。
6	制度趣旨・経緯	人件費比率について、「狭義の人件費比率」「広義の人件費比率」の2通り公表することとしているのはなぜですか。	人件費比率については、専門家会議において、「保護者や保育士等の求職者に関心の高い情報である、施設・事業者の基本データ（人件費比率等の主要な経営指標を含む。）やモデル賃金等について、個別の施設・事業者単位で情報を公表していくことの意義は高い。」と示されたことを踏まえ、個別の施設・事業者単位で公表することといたしました。一方で、同報告書においては、御指摘のように、「掲載される「人件費比率」が低いことをもって、情報利用者等から「処遇改善や配置改善等に消極的なのではないか」、「教育・保育の質が低いのではないか」などと評価されてしまうことを懸念する施設・事業者も多いものと考えられることから、このような懸念に対応するために、施設・事業者における職員に関する各種経費を、「狭義の人件費」と「広義の人件費」に整理した上で、「狭義の人件費の比率」を基本公表情報としつつ、「広義の人件費の比率」を参考情報として掲載することを希望する施設等については、「広義の人件費」に含める職員に関する各種経費について、任意に報告できるようにすることが合理的である」と示されたことを踏まえ、このような取扱いとしました。
7	制度趣旨・経緯	保護者や求職者は、公表後の情報をどこで閲覧できますか。	各施設から報告いただいた経営情報等については、公表後、本システムを通じて保護者や求職者などが閲覧することができるようになります。 https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do

番号	事項	質問内容	回答
8	基本情報設定 ・初期登録	施設の基本情報の登録や修正は、誰が行いますか。	施設の基本情報の修正は、基本的には都道府県又は市町村等が行います。システム上は、都道府県でも市区町村でも登録が可能です。が、実務上どちらが登録の事務を行うかについては、各都道府県や市区町村により、どのような事務の委任を行っているか等により異なりますので、各自治体の状況に応じて御対応ください。なお、「施設等の設置主体」及び「開始年月日」などの施設基本情報が未入力の場合、施設がその後の入力を行うことができませんので、未入力の自治体におかれましては、恐れ入りますが可及的速やかに御対応いただきますようお願いいたします（「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について（通知）」（令和7年3月31日付けこ成保第248号・6文科初第2763号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）及び「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）における情報更新について」（令和7年4月18日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）等において依頼済）。
9	基本情報設定 ・初期登録	ここdeサーチの経営情報に係る情報は、現時点で入力や申請が可能ですか。	経営情報の見える化における「経営情報等」の入力については、令和7年4月1日より運用開始しています。既存の「施設詳細情報」における令和7年度の報告は、年度更新後、令和7年5月1日より開始いたします。 なお、経営情報の入力については、自治体が基本情報の1項目である「施設等の設置主体」を登録した後に入力可能となりますので御留意ください。また、経営情報及び施設詳細情報の申請については、自治体が施設の基本情報を登録した後に申請可能となりますので、この点も併せて御留意いただきますようお願いいたします。
10	基本情報設定 ・初期登録	ここdeサーチのログインIDやパスワード、登録方法が分かりません。	本システムは、施設開設時に都道府県又は市区町村が本システム上で「事業者情報」及び「施設基本情報」の登録を完了次第、施設の「システムからの連絡用メールアドレス」宛に、ログインID及び仮パスワードがメールにて送信される仕組みです。したがって、ログインID及び仮パスワードが届いていない場合、都道府県又は市区町村の保育所管課にお問い合わせいただければと存じます。
11	基本情報設定 ・初期登録	WAMNETに登録しているか分かりません。また、ログインIDやパスワードを忘れてしまいました。	WAMNETに登録しているか不明の場合又はログインIDが不明な場合は、都道府県又は市区町村の保育所管課へお問い合わせいただければと存じます。パスワードが不明の場合は、本システムの「ログイン画面」に表示されている【パスワードをお忘れの場合はこちら】のリンクをクリックし、画面に従い、パスワードの再設定を行ってください。
12	基本情報設定 ・初期登録	「施設の設置主体」など、施設側で入力・修正ができない項目があります。どうすれば良いでしょうか。	施設の設置主体をはじめ、施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針の開所時間といった施設基本情報は、都道府県又は市区町村のみが登録・修正を行うことが可能であり、施設で入力・修正等を行うことができません。更新を要する場合には、本システムにおいて、「登録者」欄に記載されている自治体の保育担当部局にお問い合わせください。 詳細は、保育所等における継続的な経営情報の見える化説明会資料（以下URL）42~44ページ（各施設の「施設等の設置主体」が入力可能な自治体の確認方法）を御確認ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/58311b8d/20250408_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_06.pdf

番号	事項	質問内容	回答
13	基本情報設定・初期登録	自治体が「施設等の設置主体」、「開始年月日」が未入力の施設を確認するには、どのような確認方法があるのでしょうか。施設数が膨大であるため未入力の施設を抽出する方法等を教えてください。	各都道府県又は市区町村のアカウントでログインいただき、施設情報の照会・確認を行う画面の検索結果より、CSVファイルをダウンロードし、確認を行うことができます。 詳細は、保育所等における継続的な経営情報の見える化説明会資料（以下URL）42～44ページ（各施設の「施設等の設置主体」が入力可能な自治体の確認方法）を御確認ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/58311b8d/20250408_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_06.pdf
14	操作説明・問合せ	実際にシステムを操作する中で、操作方法や入力内容が分からない場合の問合せ先を教えてください。	令和7年4月1日より、コールセンターを設置しておりますので御活用ください。ヘルプデスクの対応時間は、平日（月曜～金曜。土日祝祭日を除く。）午前9時00分から午後5時00分までです。
15	操作説明・問合せ	4月8日に行われた「保育所等における継続的な経営情報の見える化について」の説明会資料はどこにありますか。また、説明会の動画を閲覧することは可能ですか。	以下を御参照ください。 （１）「保育所等における継続的な経営情報の見える化について」の4月説明会資料 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/58311b8d/20250408_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_06.pdf （２）説明会動画アーカイブ（令和7年8月末まで公開） https://www.youtube.com/live/vn_2pYihGzk
16	操作説明・問合せ	最新版の自治体向け操作説明書は配布されていますか。	操作説明書については、子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡版に掲載しております。 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/
17	通知	今回の経営情報の見える化について、通知等は発出されていますか。また、説明会において、本システムについても、今後、処遇改善加算の一本化に伴う調査項目の改修が行われる旨言及がありましたが、処遇改善加算の一本化については通知がなされておりますでしょうか。	令和7年3月31日付けこ成保第248号・6文科初第2763号子ども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について（通知）」を発出済みです。詳細は以下URLを御確認ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/37ff2b89/20250404_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_04.pdf 処遇改善等加算の一本化については、令和7年4月11日付けこ成保第296号・7文科初第250号子ども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を発出済みです。詳細は以下URLを御確認ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/34801398/20250414_policies_kokoseido_107.pdf
18	経営実態調査関連	今まで行っていた政府統計「経営実態調査」と重複する部分があると思うのですが、今後も経営実態調査は回答が必要になるのでしょうか。	こども家庭庁においては、本システムにおいて報告する経営情報と、経営実態調査における調査項目や処遇改善等加算に係る事務手続の様式（実績報告書等）の報告項目が重複していることを踏まえ、今後、本システムにおける経営情報を活用することで、これらの調査・報告を省力化・効率化することを検討しております。 なお、これに際して、本システムにおける経営情報の保有主体である都道府県に対して、こども家庭庁から経営情報の提供依頼を行うことが有り得ますので、その場合には御協力いただきますようお願いいたします。

番号	事項	質問内容	回答
19	経営実態調査 関連	人員配置や収支の状況に関する状況の入力要領は、経営実態調査時と同様の項目なのであれば、ここdeサーチの入力について施設からの問い合わせ対応に活用する目的で経営実態調査データを各市町村へ共有いただくことは可能でしょうか。	経営実態調査の生データについては、統計法第40条において、特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと定められているため、国からの提供は困難ですが、経営実態調査結果の概要（速報）については、令和6年12月19日の第8回 子ども・子育て支援等分科会資料として公表しています（以下URL参照）。 なお、経営情報の見える化を運用する本システムにおいては、都道府県知事がグルーピングした分析・集計結果を公表することとされているため、当該結果については、市区町村も閲覧することが可能です。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/443197f1-8796-458c-b5c8-27bb782a77d5/a24882bd/20241218_councils_shingikai_kodomo_kosodate_443197f1_18.pdf
20	今後の負担 軽減	本報告に係る事務負担のための処遇改善や補助金、又は事務負担の軽減を図るための取組はありますか。	本件の事務負担軽減に特化した加算や補助金はありませんが、本システム上の項目の設計に当たっては、「政策検討への活用可能性」の観点のみならず、「施設・事業者の事務負担」の観点についても十分に配慮すべきという専門家会議の報告書を踏まえたものとするとともに、本システム上では一部、自治体の代理入力も可能な取扱いとなっています。 この他、保育施設等の事務負担を軽減するため、給付・監査等の保育業務のワンスオンリーに向けた「保育業務施設管理プラットフォーム」について令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度以降全国展開を進めることとしているところ、これらの基盤における基本的な施設情報は、本システムから連携されることとなります。したがって、これらの基盤における基本的な施設情報を正確かつ最新のものに保つという観点からも、本システムにおける経営情報及び教育・保育情報の報告・更新を適切に行っていただきますようお願いいたします。 こうした取組に加え、保育補助者の配置や保育周辺業務を行う保育支援者の配置、保育計画・記録や登降園管理システムの導入などICT化の推進を行うことで、保育施設等の事務負担の軽減を図ってまいります。
21	エクセル アップロード	ここdeサーチは、オンラインで項目を1つずつ入力する以外の方法はないでしょうか。 Excelフォーマットに職員データを入力し、それをアップロードしたら、一括でデータが入力されるような仕組みを取り入れて欲しいです。	本システムにおける「施設の詳細情報」タブの入力項目については、「Excelファイルで入力する」タブを活用し、各項目をエクセルファイルに入力し、当該ファイルをアップロードすることで一括登録することが可能です（※詳細は子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書（認可・施設向け：15ページ）を御参照ください。）が、当該システムにおける経営情報の入力項目については、現時点ではアップロード機能はございませんので、エクセルの内容を直接システムに反映させることはできかねます。「経営情報等を入力する」タブのうち、以下の事項については、Excelファイルを活用したデータ入力（テンプレートファイルからWeb画面へコピー＆ペーストすること）が可能です。 ・人員配置に関する事項 ・職員給与に関する事項 ・収支の状況に関する事項 ※子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書（認可・施設向け） （https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/jidou/kdmsys/manual/kdmsys_manual_2025_ns001.pdf） なお、恐れ入りますが、本システムにおいて複数施設の情報を一括でアップロードすることは現状出来ませんが、本システムの利便性の更なる向上については、今後皆様の声も踏まえながら検討してまいります。

番号	事項	質問内容	回答
22	報告対象範囲	経営情報の報告が必要な施設を教えてください。認可外保育施設や企業主導型保育事業、特定乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度を実施する事業者）は対象になりますか。	経営情報の見える化については、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（施設型給付費、特定施設型給付費、地域型保育給付費及び特定地域型保育給付費の支給対象となる保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）は、全て報告の対象になります。 一方、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。以下同じ。）における経営情報の報告については、公道価格により運営される施設・事業ではないことから、今回の経営情報の見える化の主たる目的に鑑み、報告対象とはしていません。他方、認可外保育施設については、児童福祉法施行規則第49条の5第1項により提供するサービス内容を本システムに掲載することが既に義務化されております。 また、特定乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度）については、新たな制度となり、制度の施行状況を見極めた上で経営情報の見える化の対象とするかを検討する必要があることに鑑み、報告対象とはしていません。 なお、すべての施設及び事業について、各施設・事業所の情報を自治体で代理入力することが可能となっておりますので、申し添えます。
23	報告対象範囲	現在既にWAMNETにおいて各施設の決算等を報告していますが、経営情報を追加で報告する必要があるのでしょうか。また、複数施設を経営している場合や分園がある場合はどうなりますか。	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」においては法人単位で報告が行われているものと承知していますが、今般の経営情報の見える化については法人単位ではなく、経営実態調査と同様に法人が運営する施設ごとに報告していただく必要があります。各施設は、前述の公表システムで登録いただいていた情報とは別に、「経営情報等」を登録いただくことになります。お手数おかけしますが、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公道価格の改善を図ることが経営情報の見える化の主たる目的であることを踏まえ、御理解いただけますと幸いです。 なお、子ども・子育て支援法第58条第2項において、各施設・事業所単位での報告をいただくこととなっておりますので、複数施設を経営している場合においても、施設ごとに情報を入力いただくことになります。分園については、経営実態調査と同じく、本園・分園を合わせた状況を入力してください。
24	報告対象範囲	報告対象となる期間と報告期限を教えてください。令和6年度以前の情報も報告する必要がありますか。	令和6年4月1日以降に始まる事業年度について経営情報の報告対象となりますので、これ以前に始まる事業年度に係る経営情報については報告する必要はありません（事業年度が1月始まりの場合、令和6年1月～令和6年12月末までの事業年度の報告は不要です）。 また、報告期限については、子ども・子育て支援法第58条第2項において、事業年度終了後5ヶ月以内に報告いただくこととしています。したがって、例えば、事業年度終了が令和7年12月末までの場合には、令和7年1月～令和7年12月末が最初の報告対象期間となり、この期間に係る経営情報を令和8年5月末までに報告いただきます。事業年度終了が令和7年3月末までの場合は、令和6年4月～令和7年3月末が最初の報告対象期間となり、この情報を令和7年8月末までに御報告いただきます。
25	報告対象範囲	職員給与や人員配置、園児数等については、いつ時点のものを報告するのでしょうか。その際、人件費改定分について、翌年度に基本給のベースアップを行うこととしている場合、事業年度終了時点の職員基本給としては年度当初のベースアップ前で報告するのでしょうか、ベースアップ後で報告するのでしょうか。	いずれも事業年度終了時点での状況を御記載ください。あくまで経営情報の報告は事業授業年度終了時点の情報について行っていたため、処遇改善に係る人件費改定分の支払いやベースアップが事業年度内に間に合わない場合には、事業年度終了時点での額で御報告ください。

番号	事項	質問内容	回答
26	報告対象範囲	経営情報の報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合の罰則規定等がありますか。	子ども・子育て支援法第58条第6項において、都道府県知事は、特定教育・保育提供者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき等、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて報告を行うことや報告内容の是正、調査を受けることを命ずることができ、同条第7項において、第6項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならないとされています。さらに、同条第8項において、命令に従わない場合においては、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならないとされています。
27	廃園・休園・移行関連	令和6年度末で閉園する施設（幼保連携型認定こども園）がありますが、令和6年度の経営情報の報告が必要でしょうか。	当該施設が令和6年度末で完全に閉園し、かつ引き継ぐ施設が無いのであれば、報告は不要です。
28	廃園・休園・移行関連	令和6年度まで私学助成だった幼稚園（令和6年度事業はR6.4.1～R7.3.31）が、令和7年度から幼稚園型認定こども園となりましたが、令和6年度の経営情報の報告は必須でしょうか。	令和6年度まで施設型給付を受けない幼稚園だった場合には、令和6年度の経営情報の報告は、必須ではありません。令和7年度事業終了後から5か月以内に、令和7年度の事業分に係る経営情報について御報告ください。
29	廃園・休園・移行関連	令和6年度までは施設型給付を受ける幼稚園で、令和7年度から幼稚園型の認定こども園となった園（令和6年度事業はR6.4.1～R7.3.31）について、これまで「ここdeサーチ」の登録を行っていなかったため、今回改めて登録を行うこととしていますが、認可・認定年月日の入力、認定こども園となった令和7年4月1日でよいでしょうか。また、その場合、令和6年度の経営情報の報告は必須となるでしょうか。システム上の報告は可能でしょうか。	令和6年度以前に幼稚園として認可を受けていた場合、「認可・認定年月日」は、幼稚園として設置認可を受けた日になります。また、令和6年度に施設型給付を受ける幼稚園であった場合には、令和6年度事業に係る経営情報の報告をいただく必要があります。
30	廃園・休園・移行関連	休園中の場合、例えば以下の場合の報告はどうすれば良いでしょうか。 ①令和6年6月末から休園となった場合 ②令和6年6月末まで休園だったが、7月から運営を再開した場合 ③令和6年度の1年間休園だった場合 ※いずれも事業年度は4月～翌月3月末の施設とする。	経営情報等の報告は、子ども・子育て支援法第58条第2項において、「毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る…経営情報を…報告しなければならない。」とされていることから、報告対象となる事業年度の翌年度において休園を行っている施設においても、報告対象となる事業年度に保育所等の運営を行っていた期間があるのであれば、当該事業年度の終了後5か月以内に、当該期間に係る報告を行っていただく必要があります。 したがって、報告対象となる事業年度において、一部期間は保育所等の運営を行い、一部期間は閉園していたといった場合には、当該事業年度終了後5か月以内に、当該事業年度中の運営していた期間に係る経営情報について御報告ください（①の場合：令和6年4月～6月分を、令和7年8月末までに報告）。また、報告対象となる事業年度の途中から保育所等の運営を開始した場合についても、同様に、当該事業年度終了後5か月以内に、当該事業年度中の運営していた期間に係る経営情報等について御報告ください（②の場合：令和6年7月～令和7年3月分を、令和7年8月末までに報告）。 一方で、報告対象となる事業年度を通じて、1年中施設が休園中だった場合、当該事業年度に係る経営情報の報告は不要です（③の場合）。
31	廃園・休園・移行関連	経営主体が私立の保育所が、令和7年4月1日よりこども園へ移行します（令和6年度事業はR6.4.1～R7.3.31）。本来であれば、令和7年4月1日に施設種別の変更をシステム反映するところですが、今般の経営情報の入力事務を考えると、この報告を行ってから反映させたほうがよいでしょうか。	お見込みのとおり、施設種別の変更後に前年度の施設種別で経営情報を報告することはできないため、令和6年度に係る経営情報の報告を令和7年8月末までに行っていたいただいた後、登録権限を持つ自治体において本システムの施設種別を変更いただくようお願いいたします。 なお、移行後の認定こども園については、令和7年度事業年度終了後から5か月以内に御報告ください。

番号	事項	質問内容	回答
32	廃園・休園・移行関連	経営主体が私立の保育所が、令和7年4月1日より運営法人が株式会社から社会福祉法人へ移行します。運営法人が変わるので、旧運営法人の保育所を廃止、新運営法人の保育所を新規登録の処理を令和7年4月1日に行う予定ですが、今般の6年度の報告は旧運営法人の保育所において実行すると思われることから、廃止の処理は保留にしたほうがよいでしょうか。	本システムでは、登録権限を持つ自治体が当該施設について「廃止」の処理を行った場合、廃止とした施設の「営業状況」が廃止表示となりますが、廃止となっている施設が詳細情報・経営情報の更新や申請を行うことは可能となっています。そのため、お尋ねのケースであれば、旧運営法人保育所の廃止処理を行った後であっても、当該施設の経営情報を報告いただくことは可能です。ただし、事業者の削除や施設の削除を行った場合、当該施設は画面に表示されず、編集不可となりますので御留意ください。
33	廃園・休園・移行関連	令和7年3月31日で分園を閉園しました。分園のIDもありますが、どのような処理をしたらよろしいでしょうか。	本システムにおける施設の廃止処理は都道府県又は政令市等で行いますので、分園IDの廃止処理については、都道府県又は市区町村の保育所管課にお問い合わせください。
34	開始年月日	「開始年月日」「確認年月日」の定義を教えてください。 例えば、R2.4.1～R5.3.31は保育所、R5.4.1～は認定こども園として運営してきている場合やH27.4.1～個人立小規模保育所、H31.4.1～一般社団法人立小規模保育所として運営してきている場合は、開始年月日はいつになりますか。	開始年月日は、特定教育・保育施設として教育・保育の提供を開始した日、確認年月日は市町村から施設型給付・地域型保育給付等の支給に係る施設・事業所として確認を受けた日になります。基本的に、開始年月日は確認年月日以降の日付となります。 お尋ねのように、令和2年4月1日から令和5年3月末日まで事業を行っていた前身の保育所が、特定教育・保育施設として保育を提供していた場合、「開始年月日」は当該保育所の運営開始日になります。また、個人立として運営していた小規模事業所についても、実態上一般社団法人立の現在の施設と継続性を有するものであれば、当該施設の事業期間も含めて当該報告に係る事業の開始年月日を記載していただくようにお願いします。
35	開始年月日	「開始年月日」について、必須回答となった経緯を教えてください。	専門家会議報告書においては、「単年度の情報だけでなく、時系列推移を公表していくことも効果的であると考えられる。時系列推移を示したデータの公表により、情報利用者は社会情勢や経営環境の変化をいち早くとらえることができるようになり、幼児教育・保育分野の課題について共通認識を形成しやすくなることが考えられる」と言及されていたところ、今後のグルーピングした分析・集計結果の公表に当たって、時系列推移を示す上では事業開始年度の情報が必要であるため、必須回答としております。
36	定義・取扱い	収支の状況に関する事項について、運営する施設の会計基準がNPO法人の場合は、「その他」という会計基準を選択するのでしょうか。	会計基準の選択については、「その他」という選択肢はございませんので、設置主体が私立かつ施設類型が幼稚園以外の場合は、「社会福祉法人会計基準」「学校法人会計基準」「企業会計」から会計基準を選択いただくことになっております。このため、経営実態調査と同様、NPO法人会計基準で経営している場合等、該当する会計基準等が無い場合は、「社会福祉法人会計基準」を選択し回答いただくようお願いします。 なお、今後、本システムにおいて公益財団法人会計の選択肢を追加するかどうかについては、可否を含めて検討してまいります。
37	定義・取扱い	収支の状況に関する事項の各科目は、どの勘定科目が当てはまるのか、どのような内容がこの科目にあたる等はお示しいただけるのでしょうか。	同じ会計基準を採用していたとしても、収支の状況に係る計算書で使用する勘定科目や内訳表示を設定しているか、各科目でどのような経費を仕分けして計上しているかについては、施設設置・事業者によって異なっており、一定の多様性が存在するため、国として一律にお示しすることは困難であると考えております。システム関係連絡板に記載されている「記入例（経営情報等）」の内容等を参照いただいた上で、各施設において適切に御判断ください。

番号	事項	質問内容	回答
38	定義・取扱い	「職員」の定義を教えてください。	職員の定義については、経営実態調査と同範囲を想定しており、施設に雇用され、給与を支払われる者を意味します（休職・休業中の者（育児休業・介護休業の者）は含みません）。例えば、幼稚園であれば、園長・副園長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師・教育補助者・事務職員・バス運転手・調理員・栄養教諭等・教育補助者（免許無）他を指します。また、保育所であれば、主任保育士・保育士・保育補助者・調理員・栄養士・事務職員他を指します。これらを踏まえまして、報告対象を御判断いただくようお願いいたします。
39	定義・取扱い	職員給与における処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ以外の「地方単独措置」とは何ですか。	自治体が、国が実施する処遇改善に加えて独自に保育士等の処遇改善の措置を行っている場合に、「地方単独措置_あり」として御回答ください。
40	定義・取扱い	職員給与（モデル給与ではない）は、正規職員（非正規職員を除く。）全員分入力する必要がありますか。その際、対象職員全員から同意書を取る必要があるでしょうか。	職員給与は、常勤・非常勤にかかわらず、報告対象施設・事業に従事している全ての職員について入力をお願いいたします。報告に当たって各施設が各雇用者に事前同意を得るかどうかについては、法律上の義務を果たしていただくために必要である情報であるため、国としてそのようなことが必須とは想定しておりません。
41	定義・取扱い	職員給与の入力について、「経験年数」とは、保育士としての年数でしょうか、それとも役職の経験年数でしょうか。また、「勤続年数」とは同一法人内の他施設の場合は通算してよいのでしょうか。	職員給与の入力における経験年数とは、処遇改善等加算における実績報告書と同様、職種に関わらず、貴施設における勤続年数と過去に勤務していた以下の施設等における勤続年数を合算した年数を意味します。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校 (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業を行う事業所及び同法第12条の4に定める施設 (5) 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げるもの ア 地方公共団体における単独保育施策による施設 イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設 ウ 企業主導型保育施設 エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設 オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が ⁽¹⁾ の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設 (6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所 ※保健師、看護師又は准看護師に限る。 また、「勤続年数」は、貴施設における勤続年数を記入します（同一法人内他施設の場合は通算しません）。
42	定義・取扱い	経験年数の小数点第一位（小数点第二位四捨五入）算出の計算式について、具体例を教えてください。	経験年数については、例えば、10年と10か月勤続していた場合、10か月÷12か月＝0.83年となりますので、「10.8年」と記入いただきます。

番号	事項	質問内容	回答
43	定義・取扱い	職員のモデル給与入力について、「給料（月額）」と「諸手当」の定義についてご教示ください。また、「賞与」についてはどのように計上すれば良いでしょうか。	「給与」は基本給をはじめ、施設・事業所が労働の対価（報酬）として職員に支払った現金給与額（税込）を指します。「給料（月額）」欄は月額の基本給を記載します。「手当」には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当などが含まれます。 「賞与」については、モデル給与における「年収の目安」の額に含めて計上いただくとともに「職員給与一覧」の「賞与（一時金）」欄に計上し、「給与に関する基本情報」における給与・賞与の支給基準に詳細を御記入ください。
44	定義・取扱い	会計上、「教職員の福利厚生」という名目で支出している社会保険料については、どの部分で反映させるのが適切か教えてください。	専門家会議報告書では「狭義の人件費」として「会計基準において明示されている人件費・派遣職員に係る経費・法定福利費」を示していますので、事業者が負担する社会保険料を「福利厚生費」の勘定科目の中で処理している場合には、法定福利費部分を切り出して人件費として計上いただくのが適切かと存じますが、各事業所の会計基準等により御判断ください。
45	定義・取扱い	「人的資本に関する事項」のICTツール・IoTデバイス導入の取組状況について、「ICTツール」の定義を教えてください。	ICTとは、保育業務のために活用することを目的としたシステムを指します。具体的には園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能（※ICTを介さない個別メールを除く。）、保育に係る計画・記録に関する機能、指導要録・児童票の作成に関する機能、保育料・延長保育料の計算に関する機能、キャッシュレス決済に関する機能、職員間の連絡に関する機能、職員の出退勤管理に関する機能、写真・動画を活用した保育内容の記録（ドキュメンテーション）機能、写真のオンライン販売機能等を有するシステムを指し、オフィスソフト（エクセルやワードなど）等をカスタマイズしたものは含みません。
46	定義・取扱い	給食業務等の外部委託している業務がある場合、当該業務に係る外部人員配置はどのように入力しますか。	「人員配置」に係る入力項目については、調理業務を外部委託している場合等の委託先の職員は含みませんので、報告不要です。
47	定義・取扱い	公立保育所ではあるが運営を委託（指定管理含む）し、私立園同様に公定価格により委託料を積算している公設民営保育所の場合、本制度における「公立」と「私立」のどちらに該当しますか。	法令上は、子ども・子育て支援法施行規則第50条の2の「都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等」に該当する場合は公立扱いとなりますので、これを踏まえて御判断ください。

番号	事項	質問内容	回答
48	定義・取扱い	平均時間外労働時間は月の平均でしょうか、年間の平均でしょうか。	年間通じての月あたり平均時間を御記入ください。
49	定義・取扱い	「人員配置に関する事項」のうち、「公定価格基準」に入力する職員数は、公定価格の基本分単価に含まれる職員数を入力するのでしょうか。あるいは、実際に取得した加算を踏まえた職員数を入力するのでしょうか。 また、「実際の配置」欄の「報告対象施設・事業のみ」、「報告対象施設・事業以外も含む」とは何でしょうか。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、必要となる職員数を入力してください。（基本分単価の職員数や各種加算を取得した場合の公定価格としてお支払いしている職員数を入力ください。） 「実際の配置」欄における「報告対象施設・事業のみ」欄は、報告対象施設・事業において、実際に配置されている職員数を常勤換算人数で記入いただく欄です。入力においては、派遣職員・委託職員も含めていただき、調査対象事業以外の事業と兼務する職員は従事時間などに応じて按分してください。逆に、「報告対象施設・事業以外も含む」欄は、報告対象事業以外の事業も含めて、実際に配置されている職員数を常勤換算人数で記入いただく欄です。入力においては、派遣職員・委託職員・調査対象事業以外の事業のみに従事する職員は含めないことに御留意ください。
50	定義・取扱い	本システムにおける職員給与に関する入力項目は、処遇改善等加算Ⅰの実績報告と同じ項目ですか。	職員給与に関する事項について、入力いただく項目は処遇改善等加算の実績報告書を参考に設計しております。ただし、経営実態調査と比較すると、本システムにおける職員給与の入力欄では、勤続年数・資格の項目が追加され、改善実施有無・加算関連項目・賃金改善見込額の項目が削除されています。
51	定義・取扱い	「常勤」「非常勤」の定義を教えてください。	「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者（各施設・事業所等の就業規則等で定めた職員が勤務すべき時間数に達している者）をいいます。 「非常勤」とは、常勤以外の従事者（他の施設にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいいます。「非常勤」の欄には、52の回答に記載する「常勤換算数の計算式」欄の記入要領に従って、非常勤職員の換算数を計算して記入して下さい。
52	定義・取扱い	常勤換算値はどのような計算方法になりますか。	常勤換算値は、常勤以外の職員1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数で算出します（常勤換算値は小数点第1位まで表示されます。）。 詳細は「保育所等における継続的な経営情報の見える化について（以下URL）」の4月説明会資料（以下URL）16ページを御参照ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/58311b8d/20250408_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_06.pdf
53	定義・取扱い	「人件費比率（狭義）」に表示されている「グループ平均」とは何ですか。	グループ平均とは、施設類型、経営主体、利用定員等が同規模程度の施設等における前年度平均値が参考として示されるもので、法人全体の平均値を示したものではありません。なお、令和6年度事業に係る経営情報の入力時には表示されません。

番号	事項	質問内容	回答
54	定義・取扱い	モデル給与とはどういうものか、報告が必須となる職種は何か教えてください。 また、施設によっては、新規採用していない年度は新規採用職員がいた場合を想定して入力することになったり、昇給のタイミングが個人によってバラツキがあったりする可能性があります、どの程度の入力が求められますか。	モデル給与は、実際に在籍する職員個人への支給実績を処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの区分ごとに報告いただくものではなく、報告対象施設・事業の賃金規定等の根拠に基づき、職種や経験年数等の属性に応じたモデル化された給与のことで、モデル給与の報告においては、職種ごとに入力いただくこととなっており、保育所においては常勤保育士、幼稚園においては常勤幼稚園教諭、認定こども園においては常勤保育教諭については必須入力、その他の職種については任意入力です。 御指摘のように、実際に在籍する新規採用職員がいるか否か等に関わらず毎年御報告いただくものであり、また、モデル給与を公表する趣旨は、保護者による施設・事業者の選択や、求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援することにあることから、入力に当たっては、各施設・事業の賃金規定等に基づき、職種・経験年数・学歴区分に応じて報告いただくこととし、当該施設・事業所における昇給や昇進のタイミング等を踏まえ、実態と大きく乖離することがないように御報告ください。
55	定義・取扱い	人的資本に関する事項における「年次有給休暇消化率」について、常勤だけで計算してよいでしょうか。	常勤・非常勤に関わらず、報告対象施設で雇用される全ての職員を対象とすることを想定していますが、各施設・事業所の規定に基づき、適切に御判断ください。
56	データ修正	入力後のデータ修正は行えますか。	確認者への申請を行った後に、登録情報を修正する必要がある場合、差し戻し処理が必要となります。詳細は操作説明書（以下URL）の22ページを御確認いただき、必要な手続を行った後に情報の修正を行ってください。 https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/jidou/kdmsys/manual/kdmsys_manual_2025_ns001.pdf
57	データ修正	報告後、施設からの修正連絡があった場合はどうすれば良いでしょうか。	施設からの自治体へ修正連絡があった場合には、「子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書（認可・自治体向け）」に従い、施設情報の差し戻しを行った上で、修正を適切に反映させてください。公表後に、各施設の情報として公表されている情報について修正がある場合には、施設にて再度システムから修正の上、御申請をいただくようお願いします。
58	自治体の確認・公表	自治体の業務としては、保育所等へ入力を適切に行うように連絡を行い、適切な入力、公表がなされているかを確認するということで達成でき、公表作業以外で、自治体がさらにシステムからデータを出力して自治体独自で公表する必要などは想定されていないという理解でよいでしょうか。また、逆に任意項目について、自治体から保育所等へ項目を指定し、必須項目と同様の取扱いとして、入力を依頼することを行ってもよいでしょうか。	御認識のとおりです。一方で、子ども・子育て支援法施行規則別表第三及び別表第四上、報告事項及び公表事項として、「その他都道府県知事が必要と認める事項」が規定されていることから、本システムにおいて対象となっている事項とは別に、都道府県が独自の取組を行うことを妨げるものではありません。 また、任意項目については、法令上の報告義務の範囲外のものとして本システム上で設計していますが、こうした項目について、各都道府県において経営情報のうち「その他都道府県知事が必要と認める事項」として取扱い、本システム上の必須項目と同様の扱いとして入力を依頼することも可能です。
59	自治体の確認・公表	「その他都道府県知事が必要と認める事項」については、指定都市が定めることはできないのでしょうか。	一般論としては、地方自治法第252条の14及び15に基づき、指定都市と都道府県における協議により規約を定めた場合には、都道府県に代わり指定都市が必要と認める事項を定めることも可能と考えられます。

番号	事項	質問内容	回答
60	自治体の 確認・公表	施設は「確認者」へ申請することとなっていますが、ここでいう確認者とは誰でしょうか。子ども子育て支援法第58条においては、各特定教育・保育提供者は都道府県知事に経営情報等は報告することとなっているところ、この規定との関係も踏まえて、指定都市の場合を含め教えてください。	お尋ねの「確認者」は、申請情報を確認する市区町村を指します。御指摘のとおり、子ども・子育て支援法第58条に基づく経営情報の報告先や調査・公表の主体は、法令に規定のとおり、指定都市の場合を含め、都道府県知事となります。一方で、実際に特定教育・保育の給付の確認事務を行っているのは市区町村であるところ、都道府県は保有する情報の観点で必ずしも申請内容の確認を十分に行うことができない可能性があることから、本システムにおいては、従前から教育・保育情報について、各施設は市区町村に対し確認申請を行い、市区町村で確認・承認をした後に都道府県で公表を行うというフローになっているところ、経営情報についても同様の取扱いとしております。ただし、法令上はあくまでも都道府県知事に対し報告が行われるものであり、その公表も都道府県知事の事務となっているところ、各都道府県におかれては管内の市区町村とよく連携いただき、事務を進めていただきますようお願いいたします。 なお、子ども・子育て支援法第58条第3項において、各都道府県知事が各特定教育・保育提供者から報告を受けた内容を公表することとなっているところ、本システムにおいては、各施設が報告した内容を市区町村が確認・承認し、最終的に都道府県が「公表承認（※既存項目と同じく、従前の公表操作に合わせてワンクリックで公表が可能）」することで公表されます。
61	自治体の 確認・公表	自治体における「確認」は、どの程度求められるのでしょうか。	有識者会議報告書では、「施設・事業者から報告・届出された経営情報は、継続的な見える化の基礎データとなるものであり、その正確性・適正性が担保されるよう行政庁における確認が期待される。ただし、行政庁において、全ての施設・事業者の経営情報を詳細に監査することは不可能であり、入力漏れ、明らかな記載誤り、内的不整合、異常値等の指摘に留まることもやむを得ないものと考えられる。」との考え方が示されていることを踏まえ、各自治体において適切に確認いただくものと考えています。その上で、入力漏れ、明らかな記載誤り、内的不整合、異常値等の指摘等には御留意いただき、報告された内容にエラー表示が出ていないか、本システムによる報告が行われているか、また入力できない事業所等への支援等について御対応いただければ幸いです。
62	自治体の 確認・公表	複数施設を運営している場合、各施設で入力後、承認は法人運営本部で行うのでしょうか。	経営情報の見える化は、法人単位ではなく、個別の施設・事業者単位での経営情報を報告いただく仕組みであり、本システムの情報入力は施設ごとに行っていただきますので、情報入力後「確認者へ申請する」ボタンを押下しますと、施設情報を確認する自治体へ申請が行われます。したがって、各施設の情報を法人運営本部で承認するという手続きはございません。
63	自治体の 確認・公表	都道府県ごとの集計・分析結果の公表は、自動で行われる（都道府県において別途集計・分析事務が発生しない）という認識でよろしいでしょうか。	グルーピングした集計・分析結果の公表は、本システムにおいて任意のタイミングで行われるため、各都道府県で公表事務を行う必要はございません。
64	集計公表関連	グルーピングした集計・分析結果の公表がされるということですが、これはどのような時期に・どのような形で公表されるのでしょうか。その際、人件費などに大きく影響を与える背景となる、設備費補助の有無や納税義務の有無によってグルーピングをしていただくことは出来ますか。	グルーピングした集計・分析結果の公表時期については、法令上特段の期限がありませんが、報告日の属する年度内での公表を目途とすべきである旨、専門家会議の報告書で示されております。 また、公表に当たっては、子ども・子育て支援法施行規則第51条の3において、「施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努める」とされているところ、これらを踏まえ、グルーピングした集計・分析結果の表示手法について引き続き本システムの設計開発を進め、令和7年秋を目途に運用を開始することを予定しております。なお、上記のような規定になっていることから、国として御指摘の設備費補助や納税義務の有無別に公表することは想定しておりません。

番号	事項	質問内容	回答
65	集計公表関連	グルーピングした集計・分析結果の公表の方法によっては、自治体格差を明確にするデータになってしまったり、給与情報について不公平な提供になるのではないかと懸念があります。	今回、経営情報の見える化を行う趣旨としては、幼児教育・保育に従事する保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることや、幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育の現状について国民の理解を促すこと等にあります。また、グルーピングした経営情報の集計・分析結果の公表については、専門家会議報告書においても、「一般的な情報利用者に誤解を与えないよう、適切にグルーピングし集計・分析された、分かりやすい形で情報を公表していくことが重要である。」「幼児教育・保育分野においては、社会福祉法人、学校法人、株式会社、個人など、多様な経営主体により、幼稚園・保育所・認定こども園等の多様な施設が、多様な経営環境のもと運営されており、これら多様性に富む、幼児教育・保育分野の実態・現状を適切に捉えていくためには、全体を単純に一つのまとまりとしてとらえるだけでは不十分である。この観点から、施設・事業者を属性に応じて適切にグルーピングし、当該グループごとに公平、公正な比較・検証を実施する必要がある。」等と示されており、これらを踏まえ、グルーピングした集計・分析結果の表示手法について引き続き本システムの設計開発を進め、令和7年秋を目途に運用を開始することを予定しております。その上で、運用の中で課題が見られた場合には、どのような改善が考えられるかを検討してまいります。
66	R6.9FAQ再掲 (一部更新)	保育所等における継続的な経営情報の見える化の実施に当たり、都道府県や市町村で新たに導入が必要なシステムは、何かありますでしょうか。	経営情報の見える化については、有識者会議報告書において、「ここdeサーチ」の機能拡充により、施設・事業者が経営情報の報告を行い、行政機関が経営情報の収集・整理・分析を行うことが望ましいとされており、これを踏まえ、現在「ここdeサーチ」を改修して報告・公表義務を果たすことができることとしているため、施設・事業者や自治体において新たなシステム導入は不要です。